納税義務者用の税額通知（見本）

所得				
給与収入	2638382	主たる給与以外の合算所得区分	営業等 / 農業 / 不動産 / 利子 / 配当 / 給与 / 雑 / 譲渡一時	
給与所得(所得金額調整控除後)	1765200			
その他の所得計		総所得金額①	1765200	

課税標準	
総所得③	970000
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

所得控除			
雑損		障・寡・ひ・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料	348431	配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料	16125	基礎	430000
地震保険料		所得控除合計②	794556

控配	老配	扶養親族該当区分 特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	本人該当区分 未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	繰越損失

（摘要）

税額			
市民税	税額控除前所得割額④	58200	
	税額控除額⑤	1500	
	所得割額⑥	56700	
	均等割額⑦	3500	
県民税	税額控除前所得割額④	38800	納付額
	税額控除額⑤	1000	6月分 9300
	所得割額⑥	37800	7月分 8200
	均等割額⑦	1500	8月分 8200
森林環境税額⑧		*********	9月分 8200
特別徴収税額⑨		99500	10月分 8200
控除不足額⑩		0	11月分 8200
既充当額・既委託納付額⑪		0	12月分 8200
既納付額⑫		0	1月分 8200
差引納付額(⑨-⑫-⑩-⑪)		99500	2月分 8200
変更前税額⑬		*********	3月分 8200
増減額(⑨-⑬)		*********	4月分 8200
変更月		月	5月分 8200

所得				
給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等 / 農業 / 不動産 / 利子 / 配当 / 給与 / 雑 / 譲渡一時	
給与所得(所得金額調整控除後)				
その他の所得計		総所得金額①		

課税標準	
総所得③	
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

所得控除			
雑損		障・寡・ひ・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計②	

控配	老配	扶養親族該当区分 特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	本人該当区分 未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	繰越損失

（摘要）

税額			
市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		納付額
	税額控除額⑤		6月分
	所得割額⑥		7月分
	均等割額⑦		8月分
森林環境税額⑧			9月分
特別徴収税額⑨			10月分
控除不足額⑩			11月分
既充当額・既委託納付額⑪			12月分
既納付額⑫			1月分
差引納付額(⑨-⑫-⑩-⑪)			2月分
変更前税額⑬			3月分
増減額(⑨-⑬)			4月分
変更月		月	5月分

税額			
市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		納付額
	税額控除額⑤		6月分
	所得割額⑥		7月分
	均等割額⑦		8月分
森林環境税額⑧			9月分
特別徴収税額⑨			10月分
控除不足額⑩			11月分
既充当額・既委託納付額⑪			12月分
既納付額⑫			1月分
差引納付額(⑨-⑫-⑩-⑪)			2月分
変更前税額⑬			3月分
増減額(⑨-⑬)			4月分
変更月		月	5月分

令和　年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
	納税　太郎　様	
住所		宛名番号
熊谷市江南中央1番地1		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和　年　月　日　　埼玉県熊谷市長 小 林 哲 也

② 問合せ先　熊谷市総務部市民税課市民税係　電話 (048)524－1111　①
破れる恐れがありますので、①、②の順で矢印の方向に少しずつ開いて御覧ください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
	**********　様	*******
住所		宛名番号
**********		*******

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

****
****

② 問合せ先　熊谷市総務部市民税課市民税係　電話 (048)524－1111　①
破れる恐れがありますので、①、②の順で矢印の方向に少しずつ開いて御覧ください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
	**********　様	*******
住所		宛名番号
**********		*******

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

****
****

② 問合せ先　熊谷市総務部市民税課市民税係　電話 (048)524－1111　①
破れる恐れがありますので、①、②の順で矢印の方向に少しずつ開いて御覧ください。

特別徴収義務者名	